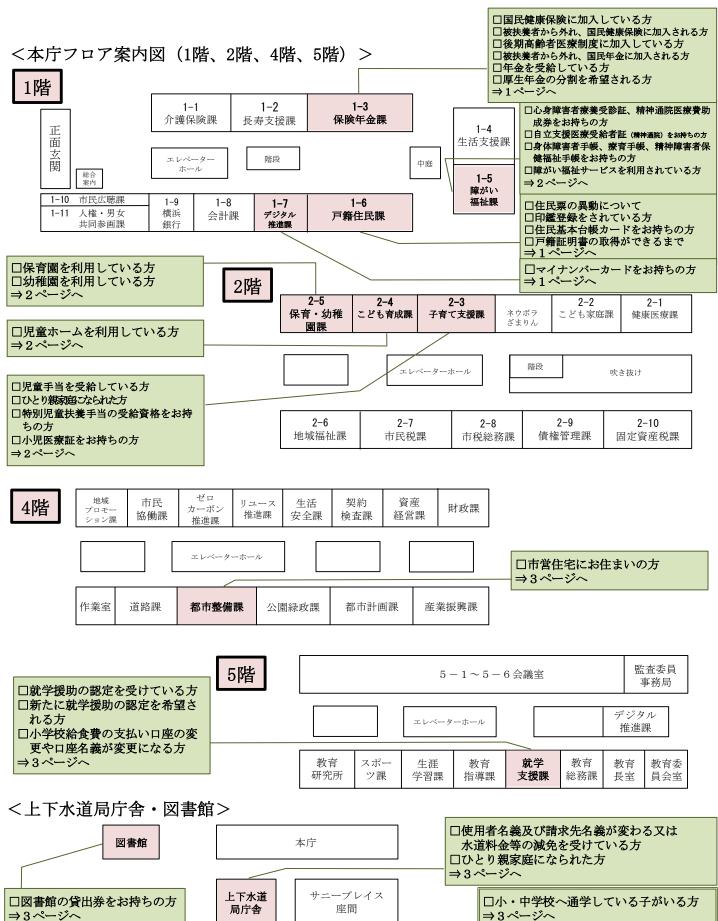
◇離婚届を提出された方へく

座間市役所 代表 ☎046-255-1111

市役所では下記の手続きが必要です。ご不明な点は各課までお問い合わせください。 ※下記以外の手続きに関しては、ご夫婦の状況に応じて各担当課、又は関係機関にお問い合わせください。



	手続きを必要とする事項	担当係
戸籍住民課	離婚届と併せて住所の異動がある場合、住民異動届が必要です。なお、生計が別になり、世帯を分ける必要がある場合は、世帯を分離する手続きをしてください。 <住民異動に必要なもの> ①本人確認書類 ②マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(お持ちの方) ③転出証明書(転入の方) ④在留カード又は特別永住者証明書(外国籍の方) ※本人確認書類は、マイナンバーカード、運転免許証、旅券等官公署の発行した 顔写真付のもの1点、又は保険証と年金手帳等官公署の発行した写真なしのも	窓口係 (1階) ☎046-252-8083
	の2点 ●印鑑登録をされている方 離婚届によって登録していた印影と氏名に相違が生じた場合、印鑑登録は抹消さ れます。必要であれば再度登録を行ってください。 ※印鑑登録の方法については、座間市のホームページをご確認いただくか、戸籍 住民課までお問い合わせください。	
氏課	●住民基本台帳カードをお持ちの方 離婚届によって氏名等に変更が生じた場合は、各カードの記載内容を変更する手 続きが必要になります。 〈氏名変更に必要なもの〉 住民基本台帳カード ※こちらの説明は一般的な事例の場合です。状況によりこの他に必要なもの等 がある場合がありますので詳細は担当にお問い合わせください。	
	●戸籍証明書の取得ができるようになるまで 離婚後の戸籍全部事項証明書等、戸籍関係の証明書が取得できるようになるまで に日数を必要とします。本籍が座間市の場合は一週間程度お時間を要します。なお、 本籍が座間市以外の場合は本籍地のある市区町村にお問い合わせください。 ※お急ぎの場合は戸籍係へお申し出ください。	
デジタル推進課	離婚届によって氏名に変更が生じた場合は、マイナンバーカードの記載内容を変	マイナンバー係 (1階) 25 046-252-8006
	・氏名や世帯主が変わったときは、保険証が変更となります。これまでお使いの 保険証をお持ちください。	保険年金係(国保 担当) (1階) ☎046-252-7003
保険年金課	氏名に変更があった場合、手続きが必要になります。これまでのお使いの保険 証・マイナンバーカードをお持ちください。	保険年金係(後期 高齢者医療担当) (1階) 2046-252-7213 保険年金係(年金 担当)
	庁ください。	(1階) ☎046-252-7035
	①年金証書 ②マイナンバーカード、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は住民票の写しのいずれか ●厚生年金の分割を希望される方 厚木年金事務所(☎046-272-7171)にお問い合わせください。	

	手続きを必要とする事項	担当係
障がい福祉課	氏名・住所・保険証変更等があった場合、手続きが必要になります。 (保険証変更の場合は保険証、精神通院医療費助成券をお持ちの方で、氏名・住所変更の場合は、印鑑(スタンプ印不可)をお持ちの方 氏名・保険証変更等があった場合、手続きが必要になります。 (自立支援医療受給者証(精神通院)、保険証、マイナンバーカードをお持ちください。) ※その他に持ち物が必要な場合もありますので、事前に担当までお問い合わせください。 ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方氏名や居住地が変更となる場合、担当係で手続きが必要になります。 (お手元にある手帳をお持ちください。) ●障がい福祉サービスを利用されている方 氏名や居住地が変更となる場合、担当係で手続きが必要になります。 (お手元にある受給者証をお持ちください。)	
保育・幼稚園課	世帯構成に変更があった場合、担当係で手続きが必要になります。入所関係変更届およびひとり親世帯の証明書類(以下の書類のいずれか)をご提出ください。 ・児童扶養手当証書の写し ・ひとり親家庭等医療費助成事業医療証(マル親医療証)の写し ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※児童扶養手当を受給されていない場合 ・裁判所より発行される離婚調停中の証明書 ・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明 ●幼稚園を利用している方 世帯構成に変更があった場合、担当係で手続きが必要になります。給付認定変更・取消申請書およびひとり親世帯の証明書類(以下の書類のいずれか)をご提出ください。 ・児童扶養手当証書の写し ・ひとり親家庭等医療費助成事業医療証(マル親医療証)の写し ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※児童扶養手当を受給されていない場合 ・裁判所より発行される離婚調停中の証明書 ・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明	☎ 046−252−7202
こども育成課	●児童ホームを利用している方 担当係で手続きが必要になります。	こども育成係 (2階) ☎046-252-7969
子育で支援課	 ●児童手当を受給している方 受給者と児童との間の養育状況によっては、受給者の切り替え手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。 ●ひとり親家庭になられた方 ひとり親家庭への制度(児童扶養手当等)を受けられる場合がありますので、担当係にご相談ください。 ●特別児童扶養手当の受給資格をお持ちの方 受給者と児童との間の養育状況によっては、受給者の切り替え手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。 ●小児医療証をお持ちの方 氏名・保険証変更・養育者変更があった場合、手続きが必要になります。 (保険証変更の場合は、保険証をお持ちください。) 	子育て支援係 (2階) ☎ 046-252-7201

	手続きを必要とする事項	担当係
都市整備課	●市営住宅にお住まいの方 離婚に伴い入居者の世帯員に変更が生じる場合は、手続きが必要となります。 ※手続きの詳細はお問い合せください。	市営住宅係 (4階) ☎046-252-7032
就学支援課	 ●就学援助の認定を受けている方 ・住所、氏名、保護者氏名、世帯構成員等の変更があった方は、手続きが必要になります。 ・就学援助費振込先口座の変更や口座名義が変更になる方は、手続きが必要になります。新しい口座情報が確認できるものをお持ちください。 ●新たに就学援助の認定を希望される方世帯の所得状況等により、就学援助の認定を受けられる場合があります。制度の説明をいたしますので、お問合せください。 ●小学校給食費の支払い口座の変更や口座名義が変更になる方口座振替等の手続きが必要になりますのでお越しください。 	就学支援係 (5階) 3 046-252-8739 保健給食係 (5階) 3 046-252-8749
小・中学校	●小・中学校へ通学している方 住所、氏名、保護者氏名、世帯構成員等の変更があった方は、現在通学している 学校の担任へ直接連絡してください。	通学している小・ 中学校
経営総務課	 ●使用者名義及び請求先名義が変わる又は水道料金等の減免を受けている方 水道料金お客様センターへ届け出てください。 ●ひとり親家庭になられた方 減免の適用対象となる場合がありますので、水道料金お客様センターへお問い合 わせください。 「水道料金お客様センター] 住 所 座間市緑ケ丘一丁目3番1号(上下水道局庁舎1階) 電 話 046-266-5520 営業時間 8時30分から20時まで 定 休 日 12月30日~翌1月3日 	料金係 (上下水道局庁舎 4階) 四 046-252-8541
図 書 館	●図書館の貸出券をお持ちの方 変更後の住所・氏名が確認できるもの(免許証、保険証、住民票、郵便物等)を お持ちください。	図書係 3 046-255-1211